



同一労働同一賃金の最高裁判決と争点

厚木法人会源泉部会では、労務関係の諸事項等について研修会を開催いたします。社内の皆様お誘いあわせのうえご出席ください。

中小企業も2021年4月に「パートタイム・有期雇用労働法」が適用されました。令和2年10月の最高裁判決を踏まえ、同一労働同一賃金に関する5つの事件について事件の争点と判決内容を中心に解説いたします。

- ◆ 労働契約法第20条とパート有期法第8条とは
- ◆ 5事件の概要、最高裁での争点
- ◆ 最高裁判決から読み解く内容とは
- ◇ <日常業務あれこれ>

法改正による実務運用で注意すべき主な事項についてご説明いたします。

- 開催日時 令和3年9月8日(水) 午後3時～午後5時
- 会場 厚木アーバンホテル本館2階 厚木市中町3-14-14 電話222-3344
- 講師 みたけ社会保険労務士事務所 三嶽 忍 氏
- 定員 30名(1社2名まで)
- 参加費 無料
- 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、厚木法人会へFAX等でお送りください。
- 申込締切 8月31日(火) 但し、定員に達し次第締め切ります。

《お申込み・お問い合わせ》

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 公益社団法人厚木法人会 源泉部会
電話 046-221-1055 FAX 046-222-3808



会場内は定期的に
清掃・消毒しております



講習は受講者ごと間隔
を空けて、実施します



ご受講前に手洗いと
消毒をお願いします



ご受講の際にマスク
着用をお願いします

※感染症に関わる症状が感じられた場合には、受講をお控えください。

「同一労働同一賃金の最高裁判決と争点」 参加申込書

会社名 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

参加者名 _____

参加者名 _____

【個人情報の取扱いについて】当会は、この参加申込書に係る個人情報を、この研修会の名簿作成などのために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。